

## 第10回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和2年9月10日  
場 所 シビックコア 研修室2

### 委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	欠	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	欠

開 会 時 刻 午前9時00分  
閉 会 時 刻 午前9時55分

1 開会の辞  事務局長(種村明広)	第10回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。 よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶  会長(伊藤和雄)	お集まりいただきましてありがとうございます。第10回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言  議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 ただ今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第10回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程  (日程第1)  (日程第2)  (日程第3)  (日程第4)	それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、10番議席 伊藤幸子委員と、1番議席 小川太一委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。  それでは、日程第2 報告第19号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第3 報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」及び日程第4 報告第21号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局	<p><b>日程第2 報告第19号</b></p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和2年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回の3法人は、問題もなく要件を満たしていると判断したので報告します。</p>
事務局	<p><b>日程第3 報告第20号</b></p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書について 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和2年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約で、その旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、2件、2筆、面積2,350 m<sup>2</sup>であることを報告します。</p>
事務局	<p><b>日程第4 報告第21号</b></p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があつたので報告する。令和2年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には、農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行え</p>

	<p>ば転用許可は要しないこととなっています。届出書の受理については、「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることとなっています。</p> <p>今回の届出は2件、39筆、面積2441.81m<sup>2</sup>です。</p> <p>2番案件は、員弁町下笠田の[REDACTED]が、員弁町下笠田の[REDACTED]が所有する、員弁町下笠田の畠1筆、175m<sup>2</sup>を住宅用地へ転用する届出です。</p> <p>3番案件は、津市の[REDACTED]が、員弁町下笠田の[REDACTED]が所有する員弁町下笠田の畠38筆2,266.81m<sup>2</sup>を住宅用地へ転用する届出です。</p> <p>2件とも万一被害が生じた場合は、転用者自ら責任をもって処理するとされております。受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
議長	<p>第19号は、農地を所有する法人からの報告に関するものです。第20号は、合意解約による通知を受けたものです。第21号は、員弁町の市街化区域の転用に関するものです。8月11日に受理通知書を発行した案件です。</p> <p>報告事項について、質問等ありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。質問がなければ次に進みます。</p>
議長	<p>続きまして、日程第5 議案第49号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第5 議案第49号 農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について 次のとおり、いなべ市長が農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により、いなべ市農業振興地域整備計画を変更しようとするので、同法施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求める。令和2年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>令和2年8月6日付で、いなべ市長から「いなべ市農業振興地域整備計画」の一部を変更しようとするため、同法施行規則第3条</p>

の2第2項の規定により、農業委員会長に対して意見を求めてきております。市は、農業上の利用を図る優良農地を農用地区域として農業振興地域整備計画で定めています。このため、農用地区域内の農地は原則転用が認められません。農地転用するためには、農地法に基づく農地転用許可に先立ち、農用地区域からの除外が必要となります。その除外にあたっては、農業委員会の意見を聴いて市が決定することとなっております。

今回の変更事項は、農用地除外の申し出による変更2件、9筆、15,848 m<sup>2</sup>です。なお、土地の転用行為は、この手続だけで可能となるわけではなく、この除外手続の後、改めて農地法第4条又は5条による転用申請を行なう必要があります。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

1番案件は、大安町大井田地内の畠で、344 m<sup>2</sup>の除外申出です。大安町大井田の [REDACTED] が所有する畠を、住宅用地にするためです。除外後は1種農地ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、例外的に許可されるものです。

2番案件は、北勢町阿下喜地内の田で、15,504 m<sup>2</sup>の除外申出です。

新潟県新潟市の [REDACTED] が、鈴鹿市の [REDACTED] が所有する田を、店舗用地にするためです。除外後は、3種農地です。阿下喜にある既存の [REDACTED] は、契約が終了し、再契約をしないことが原因となり、移転と規模の拡張を目的として今回の除外申請となりました。いなべ市としても、防災協定を結んでおり、市にとっても必要な施設です。

以上2件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。農業振興地域整備計画の変更については、年2回の審議になります。この案件につきましては、9月1日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。

	現地調査委員	現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この計画変更につきまして、質問等ありましたらお願ひいたします。</p> <p>特に無いようですので、これより議案第49号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を採決いたします。</p> <p>本計画変更について、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
		<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本計画変更について本委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第6)	議長	<p>続きまして、日程第6 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第6 議案第50号  農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があつたので議決を求める。令和2年9月10日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p>
	事務局	<p>今回の申請は、4件、6筆、面積5,855m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;24番案件&gt;の申請地は、員弁町松之木地内の畠です。  譲受人である員弁町松之木の [REDACTED] が、員弁町松之木の [REDACTED]  [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、2,976 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>&lt;25番案件&gt;の申請地は、大安町石榑北地内の畠です。  譲受人である大安町石榑北の [REDACTED] が、北勢町東村の [REDACTED]  [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、168 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申請です。荒畠のため、営農計画書が提出されております。</p>

		<p>&lt;26番案件&gt;の申請地は、大安町梅戸地内の田です。 譲受人である大安町梅戸の[REDACTED]が、大安町梅戸の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、1,434 m<sup>2</sup>を売買により譲り受け る申請です。</p> <p>&lt;27番案件&gt;の申請地は、北勢町東村地内の畠です。 譲受人である四日市市の[REDACTED]が、愛知県弥富市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、1,277 m<sup>2</sup>を売買により譲り受け る申請です。なお、この案件は空き家バンクに登録されている物 件であり、「農地法第3条第2項第5号括弧書きの規定により定める 別段面積」に該当します。この場合、農地の取得許可要件は農地の 合計面積が1m<sup>2</sup>以上になります。また、第5条所有権移転申請と合 わせた物件となりますので第5条と同時許可となります。</p> <p>以上4件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の 結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろ しくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。何か質問はありますか。</p>
		<p>特ないようすで、議案第50号「農地法第3条の規定による 許可申請について(所有権移転)」について採決いたします。</p> <p>議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について(所 有権移転)」について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手 を求めます。</p>
		<p>全委員挙手です。 よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第7) (日程第8)	議長	<p>続きまして、日程第7 議案第51号「農地法第5条の規定による 許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第8 議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決 定について(貸借権等設定)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第7 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について</p>

(所有権移転)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)があつたので意見を求める。令和2年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

今回の申請は、12件、16筆で4,377m<sup>2</sup>です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<31番案件>の申請地は、北勢町西貝野地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である北勢町東貝野の[REDACTED]が、愛知県一宮市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆626m<sup>2</sup>を、自身が経営する[REDACTED]の資材置場へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<32番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である桑名市の[REDACTED]が、名古屋市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、482m<sup>2</sup>を一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は50cm程度の盛土をして整地を行い、取水は上水道、汚水及び雑排水は下水道を利用し、雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<33番案件>の申請地は、32番案件の隣接地になります。農地区分は、北勢病院と六石歯科が500m以内にありますので、第3種農地です。

譲受人である東貝町の[REDACTED]が、名古屋市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、454m<sup>2</sup>を一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は50cm程度の盛土をして整地を行い、取水は上水道、汚水及び雑排水は下水道を利用し、雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<34番案件>の申請地は、北勢町東貝野地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である北勢町東貝野の[REDACTED]が、北勢町東貝野の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、247m<sup>2</sup>を自身が経営する家電販売と電気工事業の駐車場用地として転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地し、砂利等で舗装します。取水はなく、雨水は南面水路へ放流します。

<35番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畠です。農地区分は第2種農地です。既に一部宅地として利用されていますので、始末書が添付されています。

譲受人である大安町宇賀の [REDACTED] が、大安町中央ヶ丘の [REDACTED] [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、509m<sup>2</sup>を一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地を行い、取水は上水道、污水及び雑排水は下水道を利用し、雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<36番案件>の申請地は、大安町平塚地内の畠です。農地区分は、大安庁舎から300m以内にありますので、第3種農地です。

譲受人である松阪市の [REDACTED] が、大安町平塚の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、399m<sup>2</sup>を建売分譲住宅施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は140cm～180cmの盛土工事を行い、整地をし、東側及び南側にはL型擁壁を設置して土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、污水排水、生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<37番案件>の申請地は、大安町大井田地内の畠です。農地区分は、大安駅から300m以内にありますので、第3種農地です。

譲受人である大安町石榑東の [REDACTED] が、大安町石榑東の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、202m<sup>2</sup>を一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地をし、南側及び西側にコンクリートブロックを積み、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、污水排水、生活雑排水は下水道を利用します。雨水については自然浸透です。

<38番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の畠です。農地区分は第1種農地です。

譲受人である大安町門前の [REDACTED] が、大安町丹生川上の [REDACTED] [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆304m<sup>2</sup>を、自身が経営する [REDACTED] の資材置場施設へ転用したい旨の計画です。

1種農地ですが不許可の例外として「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの。」にあたります。工事計画については、土地造成は整地のみを行います。取水はなし、污水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透を基本とし、西側側溝に自然勾配をつけながら放流します。

<39番案件>の申請地は、北勢町下平地内の畠です。農地区分は、第2種農地です。

譲受人である大阪府の[REDACTED]が、北勢町下平の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、328m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<40番案件>の申請地は、北勢町下平地内の畠で、39番案件の近隣です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である大阪府の[REDACTED]が、北勢町下平の[REDACTED]が所有する議案書に記載の3筆、692m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<41番案件>の申請地は、大安町鍋坂地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である大安町鍋坂の[REDACTED]が、大安町鍋坂の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆57m<sup>2</sup>を、自身が経営する建築業の資材置場施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は30~50cmの盛土を行い、ブロック塀を設置して土砂及び雨水の流出を防止します。取水、汚水はなく、雨水は自然浸透です。

<42番案件>の申請地は、北勢町東村地内の畠です。農地区分は第2種農地です。先の第3条申請と合わせた空き家バンク物件です。

譲受人である四日市市の[REDACTED]が、愛知県弥富市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、77 m<sup>2</sup>を一般個人住宅へ転用したい旨の計画です。既に、住宅敷地として利用されているため始末書が提出されております。

事務局 続きまして、日程第8 議案第52号  
農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
(貸借権等設定)  
次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(貸借権等設定)があつたので意見を求める。令和2年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

	<p>今回の5条貸借権等設定の申請は、2件、4筆で1,150m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;12番案件&gt;の申請地は、北勢町西貝野地内の畠です。第5条所有権申請31番案件の隣接地です。農地区分は第2種農地です。既に資材置場として使用しているため始末書が提出されております。</p> <p>借り人である北勢町東貝野の[REDACTED]が、北勢町東貝野の[REDACTED]が所有する議案書に記載の3筆752m<sup>2</sup>を、自身が経営する[REDACTED]の資材置場へ使用貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。</p> <p>&lt;13番案件&gt;の申請地は、北勢町麻生田地内の畠です。農地区分は、北勢病院と水野眼科が500m以内にありますので、第3種農地です。</p> <p>譲受人である川越町の[REDACTED]が、北勢町麻生田の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、398m<sup>2</sup>を一般個人住宅へ使用貸借にて転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は盛土し、周囲にコンクリート塀を設置して土砂の流出を防止します。取水は上水道、汚水排水、生活雑排水は下水道、雨水排水は浸透枡により敷地内において浸透させます。</p> <p>以上5条所有権移転12件と、5条貸借権等設定2件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、9月1日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。 のことについて何か質問はありますか。

		<p>特ないようすで、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第9)	議長	<p>続いて、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
	事務局	<p>続きまして、日程第9 議案第53号「非農地証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第9 議案第53号 非農地証明願いについて 次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和2年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は6件、12筆、1,974.50m<sup>2</sup>です。      &lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;      22番案件については、取下げ願いが提出されましたので、報告いたします。      &lt;21番案件&gt;の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、畠です。      願い出者は、北勢町阿下喜の [REDACTED] で、昭和43年から宅地に転用し、現在に至っております。      &lt;23番案件&gt;の申請地は、藤原町上之山田地内の台帳地目、畠です。</p>

願い出者は、藤原町上之山田の [REDACTED] で、昭和39年から農業用倉庫に転用し、現在に至っています。

<24番案件>の申請地は、大安町大井田地内の台帳地目、田です。

願い出者は、藤原町東禅寺の [REDACTED] で、昭和30年から宅地に転用し、現在に至っています。

<25番案件>の申請地は、北勢町東村地内の台帳地目、畠です。

願い出者は、愛知県弥富市の [REDACTED] で、平成元年から宅地に転用し、現在に至っています。

<26番案件>の申請地は、大安町鍋坂地内の台帳地目、畠です。

願い出者は、大安町鍋坂の [REDACTED] で、昭和56年から宅地に転用し、現在に至っています。

<27番案件>の申請地は、員弁町宇野地内の台帳地目、畠です。

願い出者は、員弁町宇野の [REDACTED] で、昭和32年から宅地に転用し、現在に至っています。

以上6件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において、20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。

何か質問はありますか。

では、議案第53号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。

全委員挙手であります。

よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。

議事については、以上です。

5 その他	議長	その他でございますが、委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。
	事務局長	今年度、農業委員、推進委員の合同で視察研修事業を計画しておりましたが、中止とさせていただきます。今年は新型コロナウィルス対策で、各地のイベント等が中止や延期を余儀なくされているところです。当委員会におきましても苦渋の決断ではありますが、やむを得ず中止の判断をさせていただきました。ご理解をよろしくお願いいたします
	議長	ありがとうございました。その他はよろしいでしょうか。 次回は、10月2日午前9時から現地調査です。6番加藤委員と7番横井委員は出席をお願いします。10月9日に委員会となりますので、よろしくお願いします。
6 閉会の宣言 【午前9時55分閉会】	議長	これをもちまして、第10回農業委員会を終了します。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 曜

いなべ市農業委員会  
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者

